

入会林野整備の現状と 生産森林組合の組織変更等の状況

令和7年3月14日
林野庁 林政部 経営課

(1) 入会林野とは

- 昔から集落の「きまり」や「おきて」などの慣習に従って、薪炭材、かや、草等を採取するために使われていた山林原野です
- その山林原野から使用収益する権利を「入会権」といいます。

・ 民法第263条（共有の性質を有する入会権）

共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、この節の規定を適用する。

・ 民法第294条（共有の性質を有しない入会権）

共有の性質を有しない入会権については、各地方の慣習に従うほか、この章の規定を準用する。

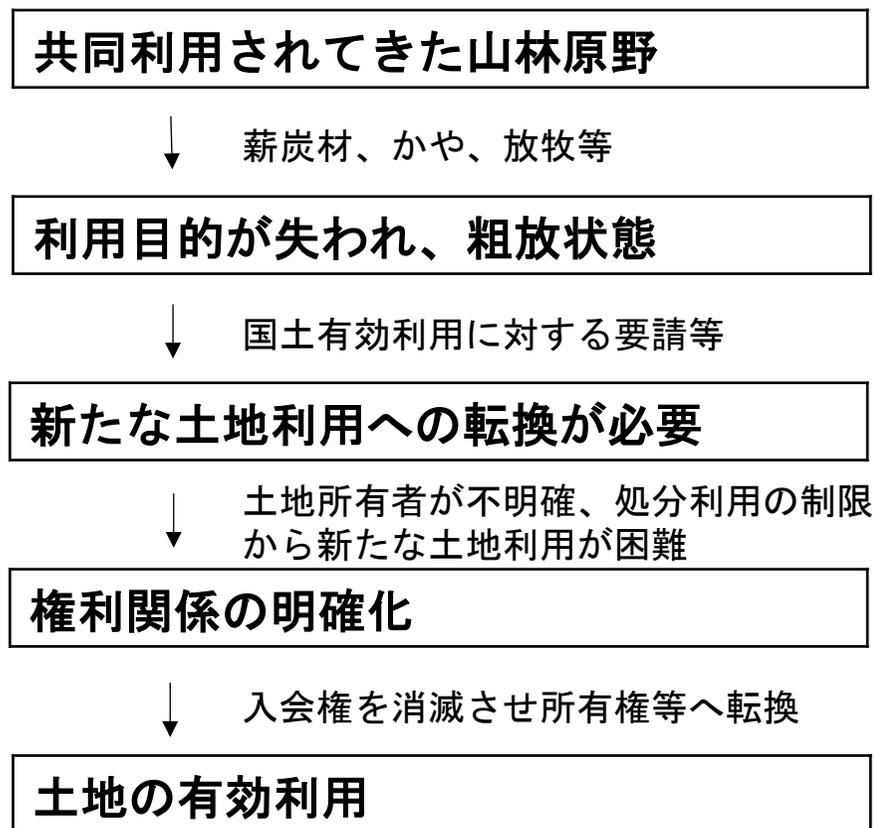
→入会権等は、慣習上の権利であるため、登記できず実質の土地所有者が不明確。

→多様な登記が見受けられる。（代表者名、〇〇外10名、大字〇〇等）

(2) 入会林野近代化法とは

- 「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」(昭和41年法律第126号)
- 入会林野等の農林業上の利用を増進するため、入会権者等に対し、入会権等に代えて所有権等の安定した権利を取得させ、もって農林業経営の健全な発展に資することを目的。

○制定経緯



○入会林野整備の流れ



(3) 入会林野整備の状況

- 入会林野等近代化法制定当時は185万ha存在した入会林野等は、自主整備を含め89万ha整備されている。
- その結果、96万haの面積が残存していることとなっているものの、整備意思確認調査で確認された入会林野等の残面積は45万haとなっている。
- 【内訳】 整備着手中面積：10万ha、整備未着手面積：35万ha

○入会林野等の整備状況

(単位：千ha)

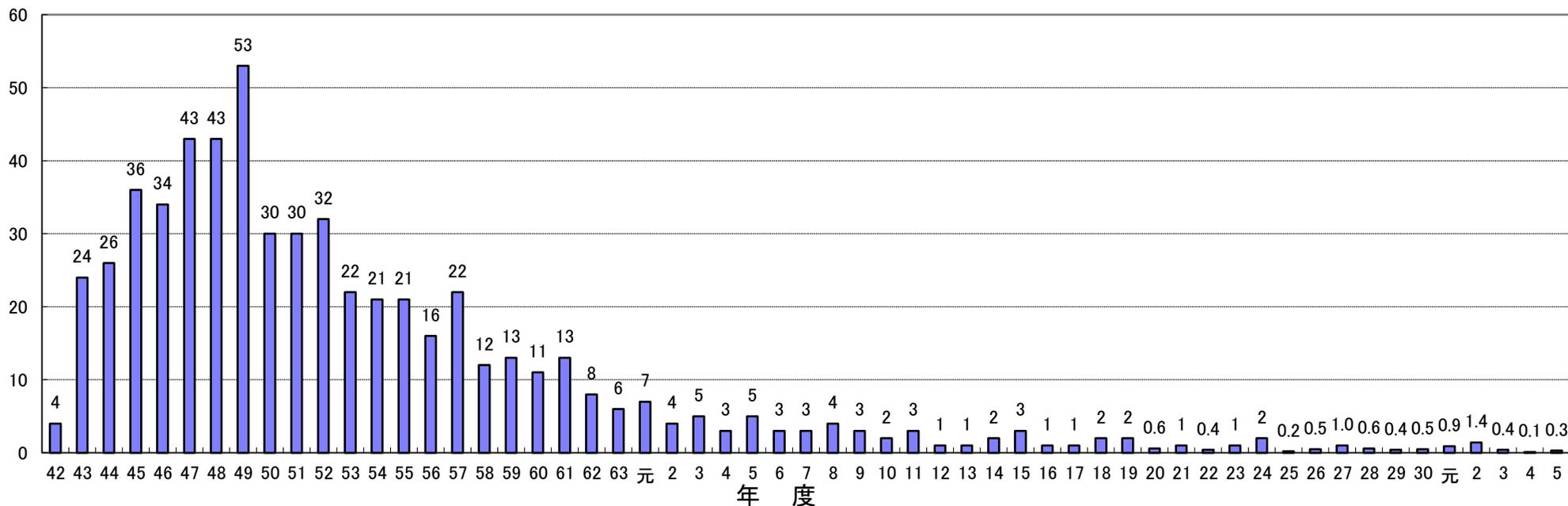
整備計画期別 (年度)	近代化法に基づく整備			自主整備	計	
	件数	面積(万ha)	%	面積(万ha)	面積(万ha)	%
第1期 (S42~51)	3,365	32	55	28	60	67
第2期 (S52~61)	2,224	18	31	1	21	21
第3期 (S62~H8)	747	5	8	0	5	6
第4期 (H9~H18)	273	2	3	2	4	4
第5期 (H19~23)	67	0.5	1	不明	0.5	1
第6期 (H24~28)	45	0.4	1	不明	0.4	0
第7期 (H29~R3)	50	0.4	1	不明	0.4	0
小計	6,771	58		31	89	
第8期 (R4~R5)	7	0.04	0	不明	0.04	0
計	6,778	58	100	31	89	100

(3) 入会林野整備の状況

- ❑ 入会林野近代化法制定後、「入会林野等整備計画」に基づき整備を進めてきた結果、昭和42～令和5年度までに、58万ha（6,778件）を整備。
- ❑ 昭和49年度の5万3千ha（514件）をピークに減少し、近年は低位に推移。
- ❑ 原因としては、入会集団の世代交代による後継者不足、林業不振等による入会林野整備への意欲の弱まり等が考えられる。

面積(千ha)

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づく整備面積の推移



(3) 入会林野整備の状況

- 整備後の経営形態は、協業経営に移行したものと共有経営に移行したものを合わせると、面積比で約60%を占めており、残り約40%が個別経営となっている。
- 協業経営の具体的な形態では、生産森林組合が全体の52%を占め、入会林野整備後の受け皿となっている。

○整備期別の経営形態別整備面積（昭和42～令和5年度）
（単位：上段〔面積：千ha〕、下段〔比率：％〕）

整備期 (期間)	法人協業経営＋共有経営				計	個別 経営	合計
	法人協業経営			共有 経営			
	生産森 林組合	農事組合 法人等	計				
第1期整備計画 (S42～S51)	188 59%	3 1%	191 60%	13 4%	204 64%	116 36%	320 100%
第2期整備計画 (S52～S61)	90 49%	3 1%	92 50%	12 6%	104 57%	79 43%	183 100%
第3期整備計画 (S62～H8)	18 37%	0.3 1%	18 37%	4 8%	23 46%	26 54%	49 100%
第4期整備計画 (H9～H18)	5 25%	0.7 3%	5 28%	2 8%	7 36%	13 64%	20 100%
第5期整備計画 (H19～H23)	0.8 18%	0 -	0.8 18%	0.6 13%	1 31%	3 69%	5 100%
第6期整備計画 (H24～H28)	0.3 8%	0 -	0.3 8%	2 43%	2 51%	2 49%	4 100%
第7期整備計画 (H29～R3)	1.1 30%	0.1 2%	1.1 32%	0.2 5%	1.3 37%	2.2 63%	3.6 100%
第8期整備計画 (R4～R5)	0 -	0 10%	0 10%	0 8%	0.1 18%	0.3 82%	0.4 100%
計	303 52%	7 1%	311 53%	32 6%	343 59%	242 41%	585 100%

○整備後の経営形態の内訳（令和5年度）

区 分	実 数				比率	
	経営体 数	構成員 数 (人)	面積 (ha)	経営体 当たり 面積 (ha)	構成員 (%)	面積 (%)
総 数	145	208	254	1.8	100.0	100.0
法人 協業 経営	計	0	0	0	0	0
	生産森林組合	0	0	0	0	0
	農事組合法人	0	0	0	0	0
	その他法人	0	0	0	0	0
共有経営	4	67	29	7.3	32.2	11.4
個別経営	141	141	225	1.6	67.8	88.6

(3) 入会林野整備の状況

令和6年の整備意思確認調査によると次のとおりである。

- 整備着手分は、10万ha(1,176集団)あるが、入会権者の確認や合意形成が困難等の理由で打ち切った、又は、打ち切る予定のものが大部分を占めている。
- 整備未着手分は、35万ha(7,041集団)あるが権利者不明・複雑化、合意形成困難、入会集団のまま管理されている等の理由で大部分は整備意思が無い。
- 整備着手分のうち継続中のもの1.2万ha(140集団)や、整備未着手分のうちの整備意思があるもの0.3万ha(23集団)については、整備が進展する可能性が見込まれる。

○入会林野等整備意思状況(直近3年)

	R4年		R5年		R6年	
	集団数	面積(千ha)	集団数	面積(千ha)	集団数	面積(千ha)
整備着手分	1,177	97	1,181	97	1,176	97
継続	146	12	146	12	140	11
打切(予定)	1,031	84	1,035	85	1,036	85
整備未着手分	7,066	353	7,041	350	7,041	350
整備意思 有	35	4	35	4	23	3
整備意思 無	5,803	342	5,778	339	5,790	340
その他(不明分等)	1,228	7	1,228	7	1,228	7
計	8,243	450	8,222	447	8,217	447

(4) 生産森林組合制度の概要

- 生産森林組合は、森林所有者である組合員が資本(森林)と労働と経営能力を提供して、森林経営の共同化を目的として、自ら森林を保有し、当該森林の経営を行う組織。その多くは森林組合の組合員。

① 森林組合法の主な規定

(事業の種類)

第九十三条 生産森林組合(以下この章において「組合」という。)は、森林の経営(委託又は信託を受けて行うものを除く。)及びこれに附帯する事業を行うものとする。

2 組合は、前項の事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 環境緑化木又は食用きのこの生産
- 二 森林を利用して行う農業
- 三 委託を受けて行う森林の施業又は経営
- 四 前三号の事業に附帯する事業

3 第九条第四項及び第五項本文の規定は、組合に係る林道について準用する。

(組合員たる資格)

第九十四条 組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であって定款で定めるものとする。

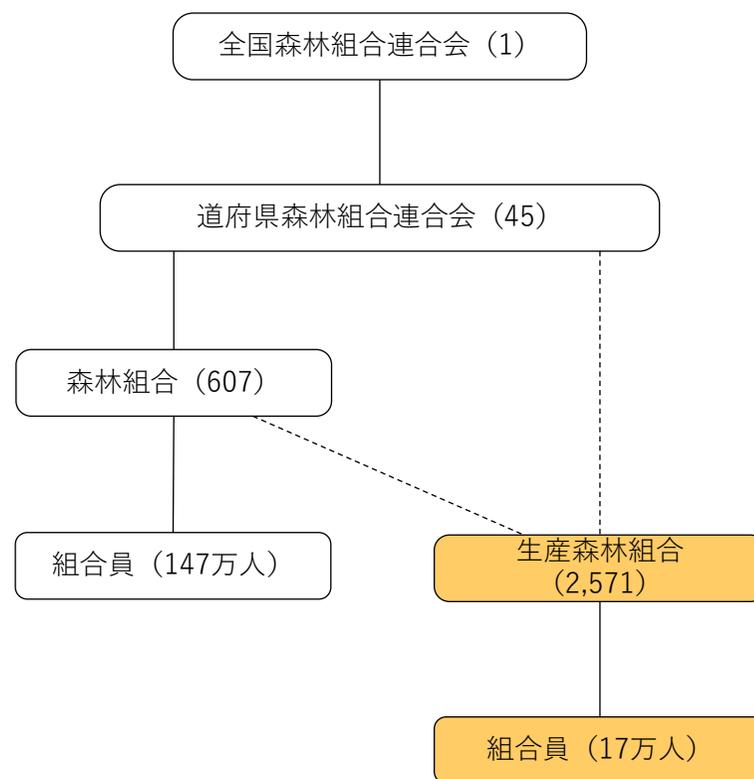
- 一 組合の地区内にある森林又はその森林についての権利を組合に現物出資する個人
- 二 組合の地区内に住所を有する個人で林業を行うもの又はこれに従事するもの

(組合の事業と組合員との関係)

第九十五条 組合員の二分の一以上は、その組合の行う事業に常時従事する者でなければならない。

2 組合の行う事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

② 森林組合の系統図



※ () 内の数字は、令和4年度末時点の連合会数、組合数、組合員数。組合員数は調査票を提出した組合についての数値。

※東京都及び大阪府については、1森林組合体制となっており、連合会がない。

(5) 生産森林組合の組織の概要

- 令和4年度末現在の生産森林組合数は2,571組合。1組合当たりの平均組合員数は86人、経営森林面積は153ha。
- 生産森林組合の設立動機としては、集落有林の共同経営が61%で大半を占める。また、生産森林組合の75%が森林組合に加入。

① 組織の概要

生産森林組合数	2,571 組合	1 組合当たり
組合員数	171 千人	86 人
経営森林面積	305 千ha	153 ha
払込済出資金	235 億円	1,178 万円
現金払込出資金	28 億円	138 万円
現物払込出資金	208 億円	1,040 万円
常勤役員数	93 人	0.05 人
常勤職員数	32 人	0.02 人

注：生産森林組合数は、都道府県知事が認可した組合数。その他の項目は記載のある調査票を提出した1,995組合についての数値。「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。

資料：林野庁「令和4年度森林組合統計」

② 設立動機別組合数

区分	組合数	(%)
集落有林の共同経営	1,216	61%
記名共有林の共同経営	268	13%
市町村有林等払下林の共同経営	212	11%
個人有林の現物出資に基づく共同経営	189	9%
その他	110	6%
計	1,995	100%

注：1)調査票を提出した組合についての数値。

2)「その他」は、国有林払下林の共同経営、国有林に部分林を設定して共同経営等。

資料：林野庁「令和4年度森林組合統計」

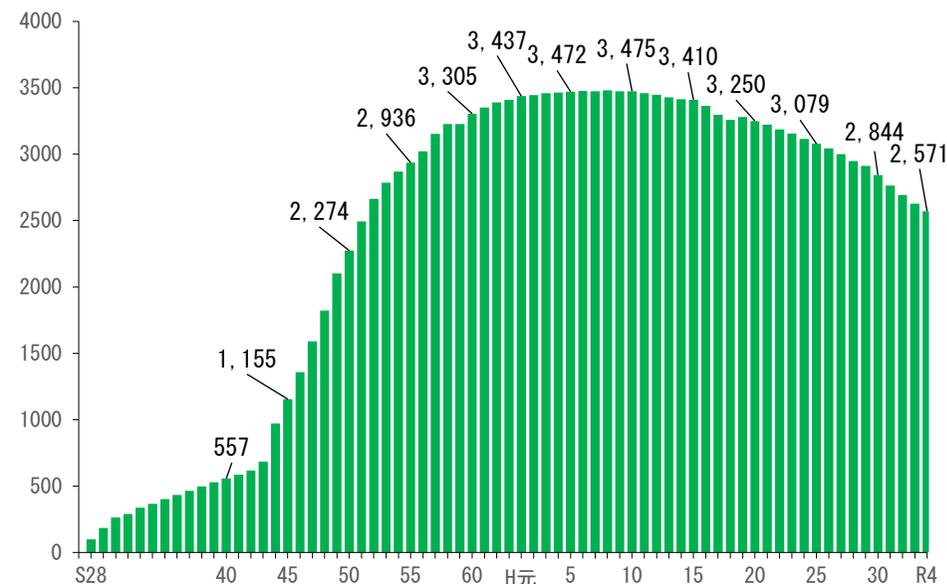
③ 森林組合への加入状況

加入している	加入していない	計
1,502 (75%)	493 (25%)	1,995 (100%)

注：調査票を提出した組合についての数値。

資料：林野庁「令和4年度森林組合統計」

④ 生産森林組合数の推移



(6) 事業内容と実施状況

- 生産森林組合は、森林の経営(委託又は信託を受けて行うものを除く。)を必須事業とし、このほか、①環境緑化木又は食用きのこの生産、②森林を利用して行う農業、③委託を受けて行う森林の施業又は経営を任意事業として行うことが可能。
- 経営方法別の森林面積では、組合が土地を所有し自ら施業・経営をしている森林が約7割。
- 林種別の森林面積では、人工林と天然林の割合はほぼ同程度。なお、天然林の多くは、かつての薪炭林であると推察。
- 令和4年度は、**全体の9%の組合(171組合)が保育を実施したほか、間伐は5%の組合(98組合)、主伐は2%の組合(37組合)が実施。**

① 経営方法別の森林面積

区分	所有林	分収林	委託	その他	計
組合数	1,834	520	18	746	1,992
面積(千ha)	217	31	0.5	55	305
割合(%)	71	10	0.2	18	100

- 注: 1) 調査票を提出した組合についての数値。
 2) 「組合数」は、1つの組合で複数の経営方法があるため内訳と計は一致しない。
 3) 「所有林」は、組合が土地を所有し自ら施業経営を行っているもの。
 4) 「分収林」は、組合は土地を所有せず、分収林契約等により施業経営を行っているもの。
 5) 「委託」は、組合が所有者から委託を受けて施業又は経営を行うもの。
 6) 「その他」は、組合が土地を所有し、他の事業者に施業させているもの。

資料：林野庁「令和4年度森林組合統計」

② 林種別の森林面積

区分	人工林	天然林	その他	計
面積(千ha)	143	139	22	305
割合(%)	47	46	7	100

- 注: 1) 調査票を提出した組合についての数値。
 2) 「その他」は、竹木、伐採跡地、無立木地等。

資料：林野庁「令和4年度森林組合統計」

③ 施業別の事業実施状況

区分	新植	保育	主伐	間伐
実施組合数	33	171	37	98
割合(%)	2	9	2	5
実施面積(ha)	170	1,505	83	679
実施組合1組合当たりの実施面積(ha)	5.2	8.8	2.2	6.9

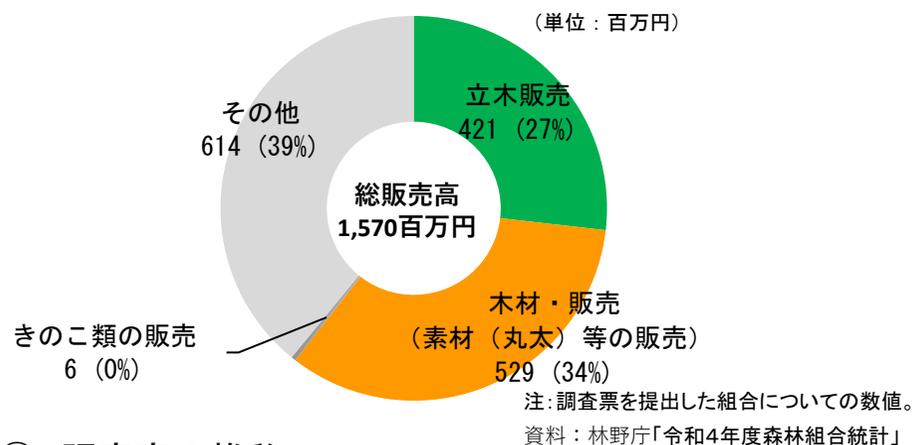
- 注: 1) 調査票を提出した組合についての数値。
 2) 「割合」は記載のある調査票を提出した1,995組合に対する割合。
 3) 「保育」には切り捨て間伐が含まれる。
 4) 「間伐」は利用間伐。

資料：林野庁「令和4年度森林組合統計」

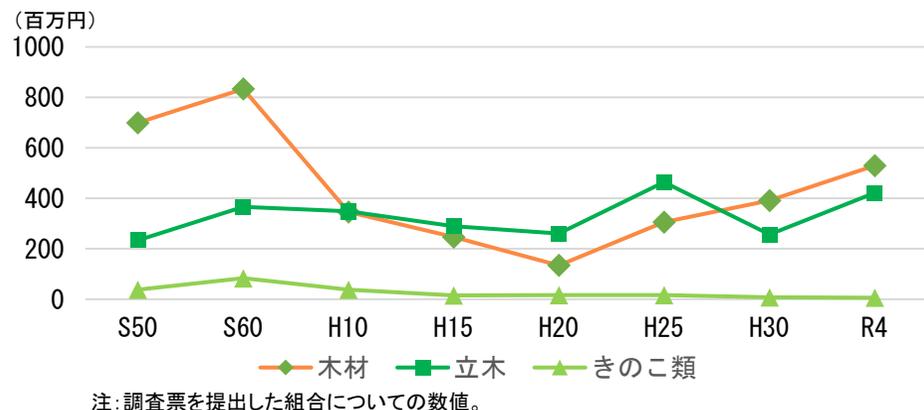
(7) 販売高

- 立木及び木材の販売額は、近年、横ばいから増加傾向。
- 令和4年度に販売事業等で事業収入のあった生産森林組合は全体の26%(521組合)。その内訳は、
 - ・立木販売を行った組合 : 113組合(実施1組合当たりの販売高は 372万円)
 - ・素材(丸太)等の木材販売を行った組合 : 123組合(実施1組合当たりの販売高は 430万円)
 - ・きのこ類の販売を行った組合 : 14組合(実施1組合当たりの販売高は 40万円)
 - ・その他の販売を行った組合 : 339組合(実施1組合当たりの販売高は 181万円)

① 販売高の実績



② 販売高の推移



③ 販売対象別の事業実施状況

区分	立木販売	木材販売 (素材(丸太) 等の販売)	きのこ類 販売	その他	計
実施組合数	113	123	14	339	521
割合 (%)	6	6	1	17	26
数量	181 千m ³	70 千m ³	3 千kg	-	-
販売高(百万円)	421	529	6	614	1570
実施組合1組合当たりの販売高(百万円)	3.7	4.3	0.4	1.8	3.0

- 注：1)「素材(丸太)等」は、一般用材、パルプ用材、杭丸太等。
 2)「その他」は、施設利用料、貸付料等。
 3)「割合」は、記載のある調査票を提出した1,995組合に対する割合。
 4)複数の区分で実績のある組合があるため、「組合数」、「割合」、「1組合当たりの販売高」の内訳の数値を合計したものは「計」と一致しない。

資料：林野庁「令和4年度森林組合統計」

(8) 生産森林組合の経営状況

- 令和4年度は、生産森林組合の16%に相当する277組合が事業利益を計上し、84%に相当する1,422組合が事業損失を計上。1組合当たり平均は、55万円の事業損失を計上。
- 経常損益では、48%に相当する819組合が経常利益を計上し、52%に相当する898組合が経常損失を計上。1組合当たり平均は、48万円の経常利益を計上。
- 事業損益の推移をみると、近年では1組合当たりの事業損益は横ばい。

① 生産森林組合の経営状況

[事業損益]

事業損失計上	事業利益計上	計
1,422組合 84%	277組合 16%	1,699組合
平均▲104万円	平均200万円	平均▲55万円

[経常損益]

経常損失計上	経常利益計上	計
898組合 52%	819組合 48%	1,717組合
平均▲37万円	平均142万円	平均48万円

[当期剰余金]

当期欠損金計上	当期剰余金計上	計
1,072組合 62%	662組合 39%	1,734組合
平均▲36万円	平均156万円	平均37万円

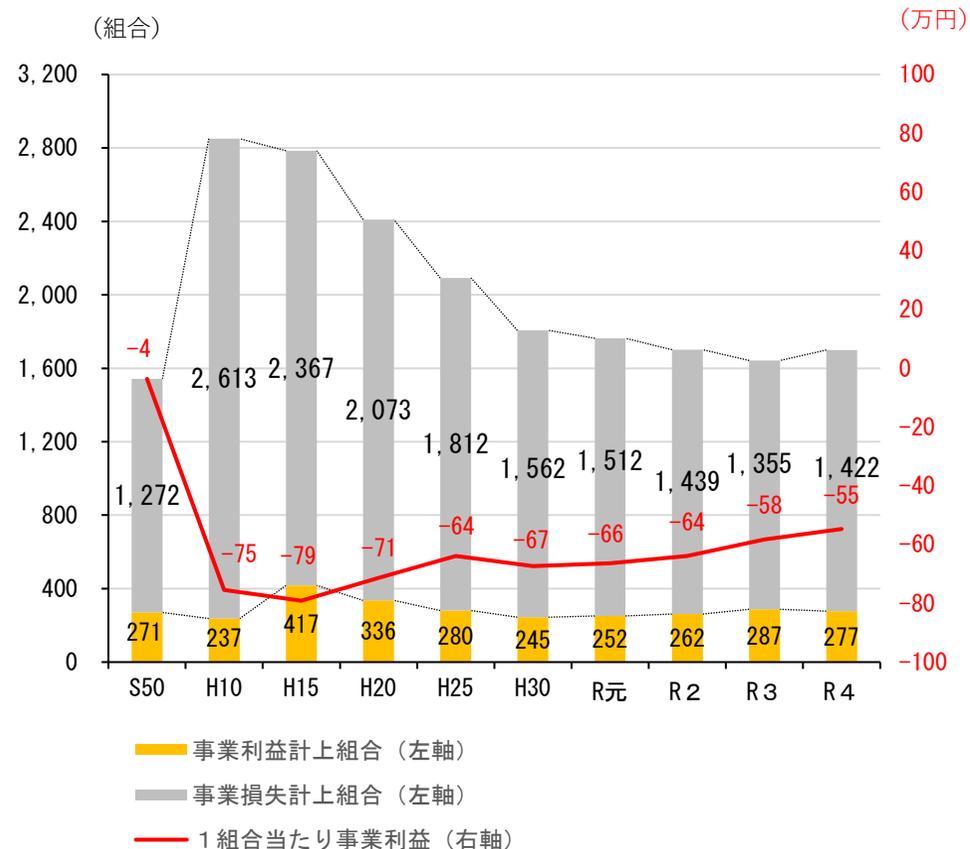
注：1) 事業損益は、事業総収益から事業総費用と事業管理費を引いたもの（株式会社等の営業損益に相当）。経常損益は、事業損益に事業外損益を加えたもの。

2) 調査票を提出した組合についての数値。

資料：林野庁「令和4年度森林組合統計」

② 生産森林組合の事業損益の推移

(組合)



注：調査票を提出した組合についての数値。

資料：林野庁「森林組合統計」

(9) 生産森林組合の解散、合併、組織変更等の状況

- 生産森林組合の解散による減少組合数は、年間30～50組合で推移。
- 組織変更による減少組合数は、開始H29年度の3組合から、H30年度以降20～40組合で推移。
- 生産森林組合がその組織を変更し、株式会社、合同会社又は認可地縁団体になることができるよう手続き規定を整備。

(1) 生産森林組合数の推移

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
設立登記組合数	2,765	2,693	2,627	2,571	2,499

各年度末(3月31日)現在において設立登記されている生産森林組合数

資料：林野庁「森林組合統計」

(2) 生産森林組合の増減

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
解散による△減(A)	△ 40	△ 36	△36	△30	△40
合併による△減(B)	0	0	0	0	0
組織変更による△減(C)	△ 30	△ 41	△31	△26	△30
△減計(D=A+B+C)	△ 70	△ 77	△67	△56	△70
設立による増(E)	0	1	1	0	0
増△減合計(F=D+E)	△ 70	△ 76	△66	△56	△70

各年度中に減少又は増加となった生産森林組合数(都道府県報告) ※数値の不一致がございます。

(3) 解散後における森林の管理形態

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
解散による △減	認可地縁団体へ譲渡	22	17	18	10	21
	記名共有で管理	0	1	0	0	0
	個人で管理	1	2	0	0	0
	市町村へ譲渡	0	2	0	1	2
	合同会社へ譲渡	0	0	0	0	0
	その他	5	7	7	11	5
	第三者に売払	13	6	9	7	7
	不明	1	1	2	1	1
計	42	36	36	30	30	

都道府県報告。1つの組合の解散において、森林の譲渡先等が複数ある場合があるため、1の(2)生産森林組合の増減「解散による△減(A)」の数とは一致しない。

○ その他の譲渡先等としては、森林組合・自治会・地区の公民館に譲渡など

(10) 生産森林組合の組織変更の実績

- H29からR4年度までに、累計184組合が組織変更を実施。
- 組織変更後の法人形態は、181組合が認可地縁団体、1組合が合同会社、2組合が株式会社。

(1) 組織変更した生産森林組合数

組織変更後 法人形態	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	累計
株式会社	0	0	0	0	1	0	1	2
合同会社	0	0	0	1	0	0	0	1
認可地縁団体	5	24	31	37	30	25	29	181
計	5	24	31	38	31	25	30	184

組織変更した年度は効力発生日の属する年度であり、1の(2)生産森林組合の増減の「組織変更による△減(C)」の年度ごとの組合数と一致しない場合(効力発生日と解散の登記等の日の年度が異なる場合等)がある。

- 組織変更の実績があるのは24府県
- 組織変更の実績が比較的多い(累計10件以上)府県は、秋田、新潟、長野、京都、兵庫、佐賀

(2) 組織変更した主な理由

- 組合員の減少・高齢化、収入がないこと等により、生産森林組合という組織形態での運営継続が困難(大多数)。租税負担の軽減。
- 新規入村者を拒まない団体に移行し、自治会全体の財産として位置づけたい。活動実態が自治会組織としての活動となっていた。
- 所有森林の管理・登記を行いやすくするため。
- 自由な利益配分がしにくく、林業における経済活動が積極的になりにくいため。

(8) 生産森林組合に関する問い合わせと回答

- 生産森林組合の問い合わせの大半は解散や組織変更に関連することに集中している。
- 生産森林組合からの実務的な問い合わせに対する解決策を示すことが生産森林組合への支援の1つになると考えるため情報を共有する。

①脱退・除名

a. 組合員の整理について

②解散・組織変更

b. 生産森林組合が組織変更をする際に定款変更は必要か。

c. 認可地縁団体への組織変更

(8) 生産森林組合に関する問い合わせと回答(a)

Q：組合員資格の確認についてどのように取り組むべきか。
特に連絡がとれない組合員の取り扱いをどのようにするべきか。

A：組合員名簿の整理の方法については「生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手続の制定について」(平成29年3月31日28林政経第358号林野庁経営課長通知)において手続きを記載しており、組合員資格届出の公告と組合員に対して資格届出書の発送を行います。

組合員に資格届出の通知(同通知様式2-1及び2-2)を送る際は、組合員名簿に記載された住所か、又は組合員が別に通知した連絡先に送付すればよく(森林組合法第60条の4)、実際に通知が本人に到達しなくても、通常到達すべきときに到達したとみなされます。この際、記録を留めるために、内容証明郵便で送るのが望ましいと考えます。なお、組合員名簿に住所の記載がなく、探索を尽くしても送付先が分からない場合は、民法第98条に基づく公示による意思表示を行うことが考えられます。届出がなく、かつ、資格の喪失又は死亡のいずれかであることが客観的事実により確認できない場合は、模範定款例第14条第1項第1号の「組合に対する義務の履行を怠ったとき」に該当するものとして除名することになると考えます。

(8) 生産森林組合に関する問い合わせと回答(b)

Q: 生産森林組合の定款が古く、組織変更に必要な手続きを規定していない場合、定款変更を行わなくては組織変更ができないのか。

A: 生産森林組合の現行の定款に「組織変更」にかかる条文が明記されていなくても、組織変更の手続きは定款の相対的記載事項(定款に記載しなくとも定款自体の効力は有効であるが、定款に定めがないと、その事項の効力が認められないもの)であるものは含まれておらず、また、組織変更に関する手続きは森林組合法に定められているものなので、法律上必要な手続きが行われており、定款に抵触するものでなければ、組織変更をすることについては可能です。

(8) 生産森林組合に関する問い合わせと回答(c)

Q: 既に区域が重複することとなる認可地縁団体が存在する場合、生産森林組合が認可地縁団体へ組織変更をすることは可能か。

A: 組合自ら森林の経営事業を行い得る体制を維持できなくなってきたなどの際に、所有の森林を引き続き保有し、維持管理することを主目的とする新たな法人形態への移行を望む場合、認可地縁団体への組織変更が考えられます。

区域が重複する団体の認可については、区域としてのまとめりや活動内容等、地域の事情を勘案しながら、地方自治法上の認可要件に該当しているか否か判断されることとなります。

林野庁では、「生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手続の制定について(平成29年3月31日28林政経第358号 林野庁経営課長通知)」により、組織変更の認可を行う都道府県等に対して、組織変更の手続(第3 生産森林組合から他の組織形態への組織変更)や認可申請書様式等の記載事項(第4 参考(様式))を示しているところです。

組織変更は、行政庁(都道府県)の認可を受けなければならないこととされていますので、組織変更において必要となる手続や認可申請の事前確認などの詳細につきましては、組織変更の認可を行うこととなる行政庁へお問い合わせください。

【参考】 地域に既に区域が重複することとなる認可地縁団体が存在する場合の組織変更について

(1) 課長通知の一部改正

「生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手続の制定について」（平成29年3月31日付け28林政経第358号林野庁経営課長通知）において、令和3年11月24日付けで所要の改正を行った際、既に地域に認可地縁団体が存在する場合の区域が重複することとなる認可地縁団体への組織変更について、地方自治法上の認可の考え方を改めて示しています（第3の1（2）ウ）。

<通知抜粋>

ウ 認可地縁団体は、町又は字の区域等に住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に一つ存在するのが通常であると考えられますが、区域が重複する団体の認可については、区域としてのまとまりや活動内容等、地域の事情を勘案しながら、地方自治法上の認可要件に該当しているか否か判断されることとなります。

※地域に既に区域が重複することとなる認可地縁団体が存在する場合の組織変更については、生産森林組合から認可地縁団体への組織変更制度を創設した改正森林組合法の施行から約5年が経過し、地域の現況や実情を背景に、既存の認可地縁団体が存在する区域と重複する形で新たな認可地縁団体への組織変更を検討する生産森林組合が一部存在することが判明してきたことなどを踏まえ、総務省と確認の上、地方自治法上の認可の考え方を改めて示したものです。